

警察本部
警察学校
各警察署

改正

平成15年4月本部訓令第11号
平成18年4月本部訓令第11号
平成22年3月本部訓令第7号
平成25年4月本部訓令第9号
平成28年3月本部訓令第7号
平成29年3月本部訓令第6号
平成30年3月本部訓令第7号
平成31年3月本部訓令第9号
令和3年3月22日本部訓令第13号
令和7年10月1日本部訓令第13号

青森県警察職員の健康管理に関する訓令を次のように定める。

青森県警察職員の健康管理に関する訓令

青森県警察職員健康管理規程（昭和56年12月青森県警察本部訓令第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 健康管理体制

第1節 総括健康管理者等（第5条—第14条）

第2節 健康管理委員会等（第15条—第21条の3）

第3節 健康管理医（第22条—第26条）

第3章 健康管理

第1節 健康の保持増進措置等（第27条—第30条）

第2節 健康診断（第31条—第34条）

第3節 メンタルヘルス（第35条—第36条の2）

第4節 面接指導等（第36条の3—第36条の5）

第4章 勤務制限者等の管理

第1節 長期休業者（第37条—第40条）

第2節 健康管理区分の指定及び変更（第41条—第44条）

第5章 雑則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、青森県警察職員（以下「職員」という。）の健康の保持増進に関して、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）健康管理 職員の健康（心の健康を含む。以下同じ。）の状態を把握し、病気の予防、早期発見及び回復その他健康の保持増進に必要な措置を講じることという。
- （2）有所見者 健康診断の結果、異常の所見があると診断された職員をいう。
- （3）健康管理区分 職員の傷病を早期に回復させるための医療管理及び勤務管理に係る区分をいう。
- （4）勤務制限者 健康管理区分により勤務制限が必要な職員をいう。

(5) 長期休業者 傷病により7日以上継続して休業する職員をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、所属長、保健師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師をいう。以下同じ。）その他の職員の健康管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

(健康管理情報の保護)

第4条 健康管理に係る業務に従事する者は、職務上知り得た職員の健康管理に関する情報（以下「健康管理情報」という。）を関係者以外の者に漏らしてはならない。その職務を離れた場合においても同様とする。

第2章 健康管理体制

第1節 総括健康管理者等

(総括健康管理者)

第5条 青森県警察本部（以下「本部」という。）に総括健康管理者（法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者をいう。以下同じ。）を置く。

2 総括健康管理者には、総務室長をもって充てる。

3 総括健康管理者は、次に掲げる業務を総括管理する。

(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。

(3) 職員の健康診断の実施に関すること。

(4) 職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に必要な事項に関すること。

4 総括健康管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由により職務を行うことができないときは、第6条に定める健康管理責任者をその代理者とする。

(健康管理責任者)

第6条 本部に健康管理責任者を置く。

2 健康管理責任者には、総務室厚生課長（以下「厚生課長」という。）をもって充てる。

3 健康管理責任者は、総括健康管理者の指揮を受け、第5条第3項各号に規定する業務を管理する。

(健康管理者)

第7条 所属に健康管理者を置く。

2 健康管理者には、所属長をもって充てる。

3 健康管理者は、健康管理責任者との連絡を密にし、所属における第5条第3項各号に規定する業務を管理する。

(健康管理推進者)

第8条 所属に健康管理推進者を置く。

2 健康管理推進者には、次長等をもって充てる。

3 健康管理推進者は、健康管理者の指揮を受け、所属における第5条第3項各号に規定する業務を処理する。

(健康管理担当者)

第9条 所属に健康管理担当者1人を置く。

2 健康管理担当者は、所属職員のうち健康管理業務を担当する能力を有する者の中から、健康管理者が選任する。

3 健康管理担当者は、健康管理者又は健康管理推進者の指揮を受け、第5条第3項各号に規定する業務に従事する。

(健康管理担当者の選任報告等)

第10条 健康管理者は、健康管理担当者を選任又は解任したときは、速やかに健康管理担当者選任（解任）報告書（様式第1号）により、総務室厚生課（以下「厚生課」という。）を経て総括健康管理者に報告しなければならない。

(保健師)

第11条 厚生課に、保健師を置く。

2 保健師は、健康管理責任者の命を受け、職員に対し、次の各号に掲げる業務に従事する。

- (1) 保健指導に関すること。
- (2) 健康相談及び健康教育に関すること。
- (3) 健康診断の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康の保持増進に必要な事項に関すること。

(衛生管理者等)

第12条 別表第1に掲げる事業場のうち、職員数が50人以上の事業場には、法第12条第1項の規定に基づく衛生管理者を、職員数が50人未満の事業場には、法第12条の2の規定に基づく衛生推進者を置く。ただし、職員数が200人を超える事業場には2人以上、500人を超える事業場には3人以上の衛生管理者を置くものとする。

- 2 衛生管理者には、衛生管理者免許を有する者をもって充てる。
- 3 衛生推進者には、第5条第3項に規定する業務を担当する能力を有する者をもって充てる。
- 4 衛生管理者及び衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）は、別表第1に掲げる事業場のうち、本部庁舎にあっては健康管理責任者が、その他の事業場にあっては当該事業場に所在する所属の健康管理者がそれぞれ選任する。
- 5 衛生管理者等は、前項に掲げる選任者の命を受け、第5条第3項各号に規定する業務に係る具体的事項を管理する。

(専任衛生管理者)

第13条 本部に専任の衛生管理者を置く。

- 2 専任衛生管理者には、第11条に規定する保健師をもって充てる。

(衛生管理者等の選任報告等)

第14条 健康管理責任者及び健康管理者は、衛生管理者等を選任又は解任したときは、速やかに衛生管理者等選任（解任）報告書（様式第2号）により、厚生課を経て総括健康管理者に報告しなければならない。

第2節 健康管理委員会等

(総括委員会の設置)

第15条 本部に総括健康管理委員会（以下「総括委員会」という。）を置く。

- 2 総括委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には、総括健康管理者をもって充てる。
- 4 副委員長には、健康管理責任者をもって充てる。
- 5 委員には、警務部理事官、警務部を除く各部（総務室を含む。）の管理官、副校長及び警察署に勤務する職員の中から委員長が指名する者3人をもって充てる。

(総括委員会の任務)

第16条 総括委員会は、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する総合的な重要事項について調査、審議及び提案を行うものとする。

(総括委員会の会議)

第17条 総括委員会の会議は、委員長が招集し、議事を主宰するものとする。

- 2 総括委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに開催するものとする。
- 3 総括委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(総括委員会の庶務)

第18条 総括委員会の庶務は、厚生課において処理する。

(単位委員会の設置)

第19条 総括委員会の下部機構として、別表第1に掲げる事業場に健康管理委員会（以下「単位委員会」という。）を置く。

- 2 単位委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 単位委員会の構成は別表第1のとおりとする。ただし、職員数が50人以上の事業場には、健康管理医（法第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）を加えるものとする。

(単位委員会の任務)

第20条 単位委員会は、次の各号の調査及び審議を行うものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 衛生に係る対策に関すること。
- (4) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策に関すること。
- (5) 職員の精神的健康の保持と増進を図るための対策に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
(単位委員会の会議)

第21条 第17条第1項、第3項及び第4項の規定は、単位委員会において準用する。

- 2 単位委員会の会議は、毎月1回以上開催するものとする。
- 3 委員長は、会議を開催した場合は、健康管理委員会議事録(様式第2号の2)を作成し、その内容を総括健康管理者にその都度報告するものとする。
(単位委員会の庶務)

第21条の2 単位委員会の庶務は、本部庁舎にあっては厚生課、機動捜査隊、運転免許課、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校にあっては総務係、交通機動隊にあっては企画指導係、各警察署にあっては警務課又は警務会計課においてそれぞれ処理する。
(衛生委員会の業務)

第21条の3 職員数が50人以上の事業場に置く単位委員会は、法第18条に規定する衛生委員会の業務を行うものとする。

第3節 健康管理医

(健康管理医の委嘱及び身分)

第22条 健康管理医は、総括健康管理者の推薦に基づき、青森県警察本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する。

- 2 前項に規定する委嘱は、委嘱状(様式第3号)により行うものとする。
- 3 健康管理医は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。
(委嘱期間)

第23条 健康管理医の委嘱期間は1年とする。ただし、再委嘱することができる。

- 2 期間終了前に第25条第1項の規定により解職を行った場合の後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
(職務及び権限)

第24条 健康管理医の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 職員の面接指導(法第66条の8第1項及び法第66条の10第3項に規定する面接指導をいう。)に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか職員の健康管理に関すること。
- (4) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (5) 衛生教育に関すること。
- (6) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

- 2 健康管理医は、総括健康管理者及び健康管理者に対して、前項各号に掲げる職務について必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(報酬)

第24条の2 健康管理医の報酬は、本部長が別に定める。

(解職)

第25条 健康管理医の解職は、当該健康管理医が次の各号のいずれかに該当したときに本部長が行うものとする。

- (1) 心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障をきたすとき。
- (2) 本人から解職の申出があったとき。
- (3) 健康管理医たるにふさわしくない非行があったとき。

- 2 前項に規定する解職は、解職通知書(様式第4号)により行うものとする。

(健康管理情報の提供)

第26条 健康管理責任者及び健康管理者は、職員の健康管理情報を健康管理医に提供し、適切な指導、助言及び意見が得られるように努めなければならない。

第3章 健康管理

第1節 健康の保持増進措置等

(健康教育等)

第27条 健康管理者は、職員に対する健康教育及び健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

(職場環境の維持管理)

第28条 健康管理者は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、勤務内容に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔保持に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康の保持増進のための便宜供与等)

第29条 健康管理者は、職員の健康保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他健康保持増進活動についての便宜供与等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(巡回健康相談)

第30条 総括健康管理者は、職員の健康保持増進の一環として、保健師による巡回健康相談を行うものとする。

2 巡回健康相談に関する必要な事項は別に定める。

第2節 健康診断

(健康診断の実施)

第31条 総括健康管理者は、健康診断を行うときは、日時、場所、診断項目その他必要な事項を関係する健康管理者にあらかじめ通知しなければならない。

2 職員は、前項に規定する健康診断を受けなければならない。ただし、職員が当該健康診断と同等のものを受けるときは、これに代えることができる。この場合において、当該職員は、当該健康診断と同等のものを受診した結果を健康管理者を経て健康管理責任者に書面で報告しなければならない。

(健康診断の種別等)

第32条 職員に対して行う健康診断の種別は、次のとおりとする。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 特別健康診断
- (4) 臨時健康診断

2 健康診断に関する必要な事項は総括健康管理者が別に定める。

(健康診断結果の通知等)

第33条 総括健康管理者は、健康診断の結果を当該職員の所属に係る健康管理者に通知するものとする。

2 健康管理者は、前項に規定する通知を受けた場合において有所見者を把握したときは、当該有所見者に対して二次検診等を確実に受診するよう指導しなければならない。

3 前項の指導を受けた職員は、受診を要しない特別な事由がある場合を除き、速やかに医療機関において二次検診等を受診し、その結果を健康管理者に報告しなければならない。

4 健康管理者は、前項に規定する結果を厚生課を経て総括健康管理者に報告しなければならない。

(健康診断記録の管理)

第34条 健康管理者は、職員の健康診断記録が関係者以外の者に漏れることがないように適正に保管管理しなければならない。

2 健康管理者は、職員が他の所属に異動したときは、当該職員に係る健康診断記録を異動先の健康管理者に送付するものとする。

第3節 メンタルヘルス

(相談体制)

第35条 健康管理責任者及び健康管理者は、職員のメンタルヘルス(心の健康をいう。以下同じ。)に関する相談を行うものとする。

2 前項に規定する相談は、部外カウンセラー、専門医等と連絡を密にして行うものとする。

(勤務環境等の整備)

第36条 健康管理責任者及び健康管理者は、職員のメンタルヘル스에配慮した勤務環境の整備に努めるものとする。

(委任)

第36条の2 前2条に掲げるもののほか、職員のメンタルヘルスに関する必要な事項は別に定める。

第4節 面接指導等

(長時間勤務職員等の報告)

第36条の3 健康管理者は、時間外勤務(正規の勤務時間以外の時間における勤務をいう。)に係る時間数が一月当たり80時間を超えた職員(以下「長時間勤務職員」という。)及び当該職員の健康状態を健康管理責任者に報告しなければならない。

(面接指導等の実施)

第36条の4 健康管理責任者は、前条に規定する報告のあった長時間勤務職員のうち、面接指導(法第66条の8第1項に規定する面接指導をいう。以下同じ。)の対象となる職員を把握し、総括健康管理者に報告しなければならない。

2 総括健康管理者は、面接指導の対象となる職員の面接指導を行わなければならない。

3 面接指導等に関する必要な事項は別に定める。

(健康への配慮が必要な職員)

第36条の5 総括健康管理者は、面接指導の対象となる職員以外の職員であって健康への配慮が必要と認められる職員については、面接指導又はこれに準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

第4章 勤務制限者等の管理

第1節 長期休業者

(長期休業者の発生報告)

第37条 健康管理者は、所属において長期休業者を把握したときは、長期休業者(発生・病状・復帰)報告書(様式第5号)により、厚生課を経て総括健康管理者に報告しなければならない。この場合において、職員の休業が1か月以上にわたる見込みのあるときは、職員から提出された医師の診断書の写しを添付して報告するものとする。

(1か月以上の長期休業者の報告)

第38条 健康管理者は、長期休業者の休業期間が1か月以上にわたった場合は、休業した日から1か月ごとに、長期休業者(発生・病状・復帰)報告書により、厚生課を経て総括健康管理者に報告するものとする。

(長期休業者の健康相談等)

第39条 健康管理責任者及び健康管理者は、長期休業者の健康相談等のため必要に応じ療養先等に赴き面接を行うものとする。

(長期休業者の職場復帰)

第40条 健康管理者は、長期休業者が職場復帰する場合は、長期休業者(発生・病状・復帰)報告書により、厚生課を経て総括健康管理者に報告するものとする。この場合において、職員が1か月以上の休業から職場復帰したときは、職員から提出された医師の診断書の写しを添付して報告するものとする。

第2節 健康管理区分の指定及び変更

(健康管理区分)

第41条 傷病した職員の健康管理区分は、健康管理区分表(別表第2)により行うものとする。

(健康管理区分の指定等)

第42条 健康管理者は、職員に対する健康管理区分を指定、変更又は解除(以下「指定等」という。)する必要があると認めたときは、健康管理区分(指定、変更、解除)申請書(様式第8号)により速やかに本部長に申請するものとする。ただし、別表第2に定める健康管理区分のうち、要休業に該当するものを除く。

2 前項の申請書には、職員の健康管理区分に対する意見を付した主治医の診断書(様式第9号)を添付するものとする。

- 3 健康管理区分の指定等は、本部長が行うものとする。この場合において、第1項の申請によるものにあつては、健康管理区分の検討依頼（様式第10号）により健康管理医の意見を聞くものとする。
- 4 本部長は、健康管理区分の指定等を行ったときは、健康管理区分（指定、変更、解除）通知書（様式第11号）により、健康管理者に通知するものとする。この場合において、当該健康管理区分の指定又は変更を受けた職員が勤務制限者となるときは、勤務制限者管理カード（様式第12号）（以下「管理カード」という。）を併せて送付するものとする。
- 5 健康管理者は、前項の通知内容を当該健康管理区分の指定等を受けた職員に対して速やかに通知しなければならない。
- 6 健康管理区分の指定又は変更を受けた職員は、医師及び健康管理者の指示に従って治療し、健康の回復に努めなければならない。

（管理措置）

第43条 健康管理者は、前条の通知を受けた所属職員に対して健康管理区分表に基づく管理措置を速やかに講ずるものとする。

（管理カードの管理）

第44条 健康管理者は、所属職員の勤務制限者に係る健康管理の記録を管理カードに記載しておくものとする。

- 2 健康管理者は、管理カードの記録が関係者以外の者に漏れることがないように適正に保管管理しなければならない。
- 3 健康管理者は、勤務制限者が異動した場合は異動先の健康管理者に管理カードを送付するものとする。
- 4 健康管理者は、勤務制限者の健康管理区分が解除された場合又は勤務制限者が退職した場合は、その旨を管理カードに記録し、これを健康管理責任者に送付するものとする。

第5章 雑則

（速報）

第45条 健康管理者は、次の各号に掲げる事案を認知した場合は、その概要を健康管理責任者を経て総括健康管理者に速報しなければならない。

- (1) 所属職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（五類感染症のインフルエンザを除く。）に感染した場合
- (2) 所属職員5人以上が食品等に起因して中毒した場合
- (3) 所属職員が傷病により転帰した場合

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年本部訓令第9号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第6号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第7号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第9号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日本部訓令第13号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。ただし、第21条の2の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日本部訓令第13号）

この訓令は、令和7年10月14日から施行する。
別表第1（第12条、第19条関係）

単位委員会の構成等

事業場	名称等	構成		
		委員長	副委員長	委員
1 本部庁舎	警察本部健康管理委員会	厚生課長	厚生課次長	衛生管理者及び委員長が指名する者（各部（総務室を含む。）1人）
2 機動捜査隊	機動捜査隊健康管理委員会	隊長	副隊長	衛生管理者又は衛生推進者、健康管理担当者及び委員長が指名する者
3 運転免許課	運転免許課健康管理委員会	課長	次長	衛生管理者又は衛生推進者、健康管理担当者及び委員長が指名する者
4 交通機動隊	交通機動隊健康管理委員会	隊長	副隊長	衛生管理者又は衛生推進者、健康管理担当者及び委員長が指名する者
5 高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊健康管理委員会	隊長	副隊長	衛生管理者又は衛生推進者、健康管理担当者及び委員長が指名する者
6 機動隊	機動隊健康管理委員会	隊長	副隊長	衛生管理者又は衛生推進者、健康管理担当者及び委員長が指名する者
7 警察学校	警察学校健康管理委員会	学校長	副校長	衛生管理者、健康管理担当者及び委員長が指名する者
8 各警察署	各警察署の名称を冠した健康管理委員会	署長	副署長又は次長	衛生管理者又は衛生推進者、健康管理担当者及び委員長が指名する者

備考 「委員」のうち委員長が指名する者は、2の項から8の項までに掲げるものについては2人以上、9の項に掲げるものについては、職員数が200人以上のものにあっては3人以上、その他のものについては2人以上とする。

別表第2（第41条関係）

健康管理区分

健康管理区分			事後措置の基準
区分	判定基準		
生活規制の面	要休業	A 勤務を休む必要がある者のうち、傷病により長期の治療を必要とする者	年次休暇、病気休暇又は休職の方法により、治療のため必要な期間勤務させないこと。
	要軽業	B 勤務を制限する必要がある者	勤務場所若しくは勤務の変更又は休暇等の方法により勤務を軽減し、かつ、時間外勤務、休日勤務、深夜勤務及び宿直勤務並びに出張をさせないこと。
	要注意	C 勤務をほぼ平常に行っている者	時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務並びに出張を制限し、及び宿直勤務をさせないこと。
	健康	D 勤務を平常に行っている者	
医療	要治療	1 医師による直接の医療行為	必要な治療を受けるよう指示すること。

の面			為を必要とする者	
	要観察	2	医師による定期的な観察指導を必要とする者	観察指導を受けるよう勧奨し、及び発病又は再発防止のため必要な指導を受けること。
	異常なし	3	医師による直接の医療行為及び定期的な観察指導を必要としない者	
その他			本部長が健康診断の都度定める。	本部長が健康診断の都度定める。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

総括健康管理者 殿

所属長

健康管理担当者選任（解任）報告書

次の者を健康管理担当者として選任（解任）したので報告します。

課係名及び 職 名	
氏名及び年齢	歳（ 年 月 日生）
選任（解任） 年 月 日	
選任（解任） の 理 由	
備 考	

※ 衛生管理者の免許を有する場合は、備考欄に、資格取得年月日、免許番号を記載すること。

様式第2号（第14条関係）

年 月 日

総括健康管理者 殿

所属長

衛生管理者等選任（解任）報告書

次の者を（衛生管理者）
（衛生推進者）として選任（解任）したので報告します。

課係名及び 職 名	
氏名及び年齢	歳（ 年 月 日生）
選任（解任） 年 月 日	
免 許 取 得 年 月 日	
免 許 番 号	
選任（解任） の 理 由	

※ 衛生管理者の免許取得年月日、免許番号を記載すること。
様式第2号の2（第21条関係）

健康管理委員会議事録

		委員会名			
開催日時	年 月 日 ()		時 分	～	時 分
開催場所					
記録者氏名					
委員 出席 欠 状 況	氏 名 等	出欠	氏 名 等	出欠	
	委員長				
	副委員長				
		出席者	人	欠席者	人
その他職員出席状況(※1)		人			
会議内容	<p>【健康管理医より ※2】</p>				

※1 委員以外の職員が出席した場合、その人数を記入すること。

※2 職員数が50人未満の事業場は記入不要である。

様式第3号(第22条関係)

委 嘱 状

様

あなたを 年 月 日から

年 月 日までの間、健康管理医に

委嘱します

年 月 日

青森県警察本部長

氏 名

解 職 通 知 書

様

健康管理医を解職します

年 月 日

青森県警察本部長

氏 名

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総括健康管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">所 属 長</p> <p style="text-align: center;">長期休業者 発生 病状 復帰 報告書</p> <p>みだしについて次のとおり報告します。</p>													
病 名	<input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> 私傷病												
氏 名 等	所 属 課・係名 階級・職 氏 名 生年月日 年齢												
発生・病状・復帰	病気の発見・発生区分 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特別健康診断 <input type="checkbox"/> 自覚症状 <input type="checkbox"/> その他												
	発見・発生の状況												
	加療を要する期間 (発生時の見込み)												
	医 療 機 関 (転院した場合は、転院先も追記)												
	休 暇 等 の 状 況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年次休暇</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 15%;">～</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>病気休暇</td> <td>年 月 日</td> <td>～</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>休 職</td> <td>年 月 日</td> <td>～</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	年次休暇	年 月 日	～	年 月 日	病気休暇	年 月 日	～	年 月 日	休 職	年 月 日	～
年次休暇	年 月 日	～	年 月 日										
病気休暇	年 月 日	～	年 月 日										
休 職	年 月 日	～	年 月 日										
病状・復帰 状 況 (現状、見通し、経過等)													
復帰	復 帰 年 月 日 年 月 日 健康管理区分の必要性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無												
	復 帰 に 対 す る 主 治 医 の 意 見												
備 考													

※ 長期休業者の経過（発生・病状・復帰）に沿って、必要に応じ追記・修正をすること。

様式第6号 削除

様式第7号 削除

様式第8号（第42条関係）

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所属長

健康管理区分 指定
変更
解除 申請書

みだしについては、次のとおり申請します。

対象者名等	所属	係名	
	階級・職	氏名	年齢
	生年月日	年 月 日生	
病名等			・公務 ・私傷病
健康管理区分	指定	生活規制面 (A・B・C・D) 医療面 (1・2・3)	月 日付
	変更	生活規制面 (A・B・C・D) 医療面 (1・2・3)	月 日付
	解除	年 月 日付	
主治医の意見			
対象者の意見			
所属長の意見			
備考			

※ 職員から提出された医師の診断書を添付すること。

様式第9号 (第42条関係)

診 断 書

氏 名 (歳) 年 月 日生

病 名

病状及び経過

今後の見込み（就業に関する主治医の意見）

備 考

上記のとおり診断します

年 月 日

医療機関名
所 在 地
主 治 医

号
年 月 日

健康管理医 殿

青森県警察本部長

健康管理区分の検討依頼
次の者の健康管理区分の(指定、変更、解除)について意見を願います。
記

所属	階級	氏名	年齢	病名	管理区分(案)		備考
					変更(解除)前	指定	

年 月 日

青森県警察本部長殿

健康管理医

健康管理区分意見(回答)
上記依頼の健康管理区分については、下記のとおり回答します。
記

所属	階級	氏名	年齢	病名	管理区分意見		備考
					変更(解除)前	指定	

様式第11号(第42条関係)

第 号
年 月 日

殿

青森県警察本部長

健康管理区分 指定
変更
解除 通知書

みだしについては、次のとおり通知する。

対象者名等	所属	係名	
	階級・職	氏名	年齢
		生年月日	年 月 日生
病名等			・公務 ・私傷病
健康管理区分	指定	生活規制面 (A・B・C・D) 医療面 (1・2・3)	月 日付
	変更	生活規制面 (A・B・C・D) 医療面 (1・2・3)	月 日付
	解除	年 月 日付	
通知後の措置 (所属記載欄)			
備考			

様式第12号 (第42条関係)

勤務制限者管理カード

階級・職・氏名（ふりがな）								
職	員	番	号	年	月	日生		
生	年	月	日	年	月	日生		
押	命	年	月	日	等	押命 年 月 日 現階級・職 年 月 日		
傷病名								
発病時期等		年 月 日（当時の入通院先）						
年	月	日	記事又は 健康管理区分	病 院 名	所 属	階 級	係 名	年 齢
特記事項								